

## 放射能分析依頼書

※受付番号 \_\_\_\_\_

独立行政法人 酒類総合研究所 理事長 殿

※受領印 \_\_\_\_\_

※受領(受付)年月日 \_\_\_\_\_

※分析終了予定日 \_\_\_\_\_

会社名			
住所	〒		
依頼者役職名 依頼者名	(役職名の記載、並びに記名押印または自署を必ずお願いします。)		
連絡先	担当者名		
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
分析書記載の 依頼者名 及び住所	(上記と異なる場合は、会社名、住所、依頼者役職、依頼者名を記入してください。)		
	(外国向けの分析書を希望の場合は、会社名、会社住所、依頼者の役職名、依頼者名を英文にて記入してください。)		
分析書発送先	(上記住所と異なる場合は記入してください。)		
請求書発送先	(上記住所と異なる場合は記入してください。)		
ご依頼の目的	試料中の放射性物質の把握のため		

下記のとおり分析を依頼します。

分析検体一覧 総点数 ____ 点							
試料番号	検体名(タンク番号)	品目	数量	分析項目	製造(詰口)年月等	※検体番号	※分析書番号
記入例	「飛鳥山」	清酒	720mL×3本	放射能	製造年月 11.03		
1				放射能			
2				放射能			
3				放射能			
4				放射能			
5				放射能			
6				放射能			
7				放射能			
8				放射能			

\* ご依頼に先立ち、必ず裏面の記載事項をよくお読みください。申込みをもって、承諾をいただいたこととします。

記載要領 1 太枠内を記入してください。ただし、※部分は記入しないでください。

2 分析検体数が多い場合、その他連絡事項がある場合は、裏面の通信欄に記入してください。

ご依頼に先立ち、以下の事項をよくお読みください。当所宛て申込みをもって、以下の内容について承諾をいただいたこととします。

なお、ご不明な点がありましたら、独立行政法人酒類総合研究所業務統括部門(TEL:082-420-0800 FAX:082-420-0802)までお問合せください。

- 1 ご依頼に先立ち、まず上記、業務統括部門までご相談ください。お引受けできない場合もあります。
- 2 「放射能分析依頼書」に必要事項を記入し、分析試料(液体(酒類、醸造用水等)の場合は2リットル以上、固体(原料、副製品等)の場合は2キログラム以上)とともに元払いにて送付してください。当該試料の容器には「試料番号」を付し、また送付する外箱の上面には、「分析依頼試料在中」と朱書で記載してください。

なお、分析試料は返却いたしません。

- 3 「放射能分析依頼書」と「分析依頼試料」に相違のないことを確認し、ご依頼の受付完了とします。受付完了後、受付日、分析内容、分析終了予定日、分析料金等を「分析受付確認書」に記載してFAX、メール等で連絡します。
- 4 分析は酒類総合研究所で行い、分析結果は、「分析書」にてお知らせします。「分析書」は、原則として受付日より10営業日以内に発行します。ただし、分析依頼の集中等により10営業日以内に分析書を発行できない見込みとなった場合には、その旨連絡して協議を行いません。「分析書」の発行日を分析終了日とさせていただきます。
- 5 「分析書」とともに「請求書」及び「振込用紙」を送付させていただきますので、分析料金の振り込みをお願いします。
- 6 分析の受付完了後、お申し出により当該分析を中止する場合は、分析料金のご負担をお願いします。
- 7 当該分析期間中に天災等、予期できぬ事態が生じた場合、もしくは生じることが予測される場合につきましては、速やかに連絡をとり、分析の続行、分析終了予定日、分析料金の変更等対応に関する協議を行いません。
- 8 【重要】酒類の分析結果については、酒類の安全性確保を所掌する国税庁に提供します。結果は国税庁で取りまとめた上、国税庁ホームページで公表(原則として、個別企業名等は公表しません)されるとともに、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体に提供されます。  
また、全ての試料について、食品衛生法に定める暫定規制値を超過した場合には、分析結果を個別企業名も含め国税庁に提供し、さらに地方公共団体にも提供されます。
- 9 「放射能分析依頼書」に記入された個人情報につきましては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づいて管理します。

通信欄